

令和4年1月27日(木曜日)

## 野々市市飲食店時短営業支援金について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### ○趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、石川県全域を対象にまん延防止等重点措置が適用され、飲食店に対して営業時間短縮の要請が行われました。これを受けて、営業活動に大きな影響を受けながらも新型コロナウイルス感染拡大防止のため時短営業を行っている飲食店を支援するため、石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第8次）に上乗せした市独自の支援金を交付します。

#### ○対象事業者

- ・市内で飲食店を営む者であること（法人、個人は問いません。）。
- ・市内の飲食店につき、令和4年1月27日から同年2月20日までの全期間において、石川県の時短要請に応じて営業時間の短縮を実施していること。
- ・県協力金（第8次）の支給を受けていること
- ・今後も市内において飲食店の営業を継続する意思があること。
- ・代表者又は役員が野々市市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。

#### ○支援金の額

市内の飲食店1店舗につき、県協力金支給額の1/10（1,000円未満切り捨て）  
※ただし、1店舗につき、250,000円を限度とします。

#### ○その他

申請期間等の詳細は、決定次第市ホームページでお知らせします。

以上

### お問い合わせ先

野々市市企画振興部産業振興課 担当：今村 TEL：076-227-6082

～関連するSDGsのゴール～



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS